

第 233 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 11 月 12 日

南 部 町 農 業 委 員 会

233 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和6年11月12日(火) 午後2時11分

2. 閉会年月日 令和6年11月12日(火) 午後2時19分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(15人)

会長	4番	中村文男		
会長職務代理	9番	川守田雄一		
委員	1番	佐々木正義	2番	石橋薫
	3番	夏坂元一朗	5番	夏堀健一
	7番	山田憲幸	8番	堀内重男
	10番	佐々木一雄	11番	佐々木徳志
	12番	三浦恵美子	13番	赤石敏文
	14番	高橋勝敏	15番	河守田雄一
	16番	工藤信仁		
5. 欠席委員(1人)	6番	梅内道子		

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第5	議案第25号 非農地証明交付申請の承認について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 16 番 工藤 信仁 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 233 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、6 番 梅内道子委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 233 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 11 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 3 番 夏坂 元一朗 委員 5 番 夏堀 健一 委員を指名いたします。
議 長	次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 24 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 24 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、1 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき

議 長	農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 24 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 25 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 25 号について説明いたします。 非農地証明交付申請の承認に係る案件は 1 件です。 なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明させていただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 佐々木 義勝 調査員
佐々木 調査員	13 番 佐々木から説明いたします。 去る 11 月 1 日、石橋農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 25 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、申請人が平成 15 年頃から当該農地の管理ができなくなり、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。 以上で説明を終わります。
議 長	非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 25 号について補足説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・森越地区で南部町役場剣吉支所から南東に約 3 km に位置し、周囲が山林に囲まれた小集団の農地となっています。 現況は山林化しており、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上を経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地の認定は問題ないと考えます。 以上で説明を終わります。

議 長	議案第 25 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 25 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 233 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 1 9 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 11 月 12 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....